

令和4年4月26日

建設業者 様

豊田市長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 前田 雄治
(公印省略)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者を補佐する者の取扱いについて（通知）

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例
監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」とい
う。）の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 用語の定義

(1) 特例監理技術者

発注者から直接受注した特定建設業者が、監理技術者を専任で置くことが必要
となる工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置き、監理技術者
を複数の工事現場で兼務させる場合、当該監理技術者のことをいう。

(2) 監理技術者補佐

監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる技術者で、主
任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一
級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験によ
り監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐
として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

2 次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとす る。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、
学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術
者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求
める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件ま
でとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契
約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の
対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約

が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、国、愛知県及び豊田市の発注する工事とする。ただし、国、愛知県の発注する工事は施工箇所が豊田市内に限るものとする。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、豊田市建設工事低入札価格調査等実施要綱第4条に規定する低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。国、愛知県の発注する工事においても、同様の考えとする。
- (10) 現場の安全管理体制については、「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日厚生省基発第267号の2)において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者であること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3 監理技術者を兼務させる場合の手続

(1) 新たに入札参加する工事と既工事の兼務の場合

- ア 兼務を希望する場合は、兼務させる工事の参加申込期間に「監理技術者の兼務届(以下、「兼務届」という。)」(様式第1号)を契約担当課に1部提出する。
- イ 兼務の可否についての確認は、開札日に兼務させる工事の落札候補者となった場合に、入札参加資格と併せて行う。
- ウ 落札者となった場合、速やかに兼務届を2部作成し、兼務させる工事の発注課と既工事発注課に1部ずつ提出する。また、兼務させる工事の発注課へ「現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐届」(様式第2号)、既工事発注課へ「現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐変更届」(様式第3号)を1部ずつ提出する。ただし、既工事が国、愛知県の発注する工事においては、国や愛知県の運用方法に従い、兼務させる工事の発注課へ必要書類を提出すること。

(2) 既工事同士の兼務の場合

- ア 兼務を希望する場合は、兼務届を契約担当課に1部提出する。
- イ 兼務の可否についての確認は、兼務させる工事の発注課と既工事発注課及び契約担当課で協議の上、速やかに行う。
- ウ 兼務が認められた場合、速やかに兼務届を2部作成し、兼務させる工事の発注課と既工事発注課に1部ずつ提出する。また、両課へ「現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐変更届」を1部ずつ提出する。ただし、既工事が国、愛知県の発注する工事においては、国や愛知県の運用方法に従い、豊田市の発注課へ必要書類を提出すること。

4 留意事項

- (1) 特例監理技術者と監理技術者補佐は、現場作業が行われているときは、常時連絡が取れる状態を確保し、豊田市との連絡に支障をきたさないこと。
- (2) 兼務配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮すること。
- (3) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行わない場合は、これまでの「現場代理人・主任（監理）技術者届」の使用を認める。

5 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知する競争入札について適用する。なお、既工事については、令和4年4月30日以前のものも適用可とする。

【問合せ先】

総務部契約課	工事担当	電話	0565(34)6616(直通)
上下水道局総務課	庶務担当	電話	0565(34)6653(直通)

監 理 技 術 者 の 兼 務 届

年 月 日

豊 田 市 長 様

契約者 住 所

商号又は
名 称
代表者名

下記のとおり、監理技術者補佐を配置することにより監理技術者について兼務します。

記

監理技術者の氏名		
施工中の工事	発 注 機 関 名	
	工事名（路線名含）	
	工 事 場 所	
	原 契 約 金 額	
	監理技術者補佐の氏名	
	資 格 免 許 の 種 類	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
新たに契約する工事	発 注 機 関 名	
	工事名（路線名含）	
	工 事 場 所	
	原 契 約 金 額	
	監理技術者補佐の氏名	
	資 格 免 許 の 種 類	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで

（添付書類）

- ・各工事のCORINSの写し（新たに契約する工事については、CORINS登録が完了していない場合は契約書の写し）

注 当該監理技術者補佐の経歴書を添付すること。その場合には、法令による免許証等の写し、健康保険証等の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を併せて添付すること。

様式第2号

現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届

年 月 日

豊 田 市 長 様

契約者 住 所

商号又は
名 称
代表者名

工事名（路線名含）		
工 事 場 所		
契 約 締 結 日 年 月 日		
契 約 金 額 金 円		
現場代理人 （現場責任者）	住 所	氏 名
主任技術者 （監理技術者）	住 所	氏 名
監理技術者補佐	住 所	氏 名

※監理技術者補佐を必要としない場合は斜線を引くこと

※添付書類 ・ 経歴書

- ・ 法令による免許書等の写し（現場代理人は不要）
- ・ 健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類

現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届

年 月 日

豊 田 市 長 様

契約者 住 所

商号又は
名 称
代表者名

先に提出した下記工事の現場代理人等を、次のとおり変更しましたので関係書類を添えてお届けします。

工 事 名 (路線等の名称含)	
工 事 場 所	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 現 場 代 理 人 <input type="checkbox"/> 主 任 技 術 者 <input type="checkbox"/> 監 理 技 術 者 補 佐 (監理技術者)
変 更 前	変 更 後
変 更 理 由	

- (添付書類) ・ 経歴書
 ・ 法令による免許書等の写し (現場代理人は不要)
 ・ 健康保険証等、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認できる書類